

学校法人会計の特徴や企業会計との違い

学校法人とは、学校教育法及び私立学校法の定めにより、私立学校の設置を目的に設置された法人です。学校法人は、設置学校を運営し教育・研究活動を行うことを目的とする公共性の高い法人であり、営利を目的とする企業とは異なります。

企業会計は、収益と費用からその経営成績を知ることにあります。学校法人会計は計算書類によって財務の面から教育・研究活動が円滑に遂行されたか否かを知ることにあります。

公共性の高い学校法人が、教育・研究活動を継続して行い永続的に存続していくためには、財務状況を正確に把握し、健全な経営をしなければなりません。そのため学校法人の会計処理については、私立学校振興助成法において、国または地方公共団体から補助金の交付を受ける学校法人は「学校法人会計基準」に従い会計処理を行い、計算書類を作成し、公認会計士または監査法人の監査報告書を添付して所轄庁（文部科学省）へ届け出なければならないことになっています。学校法人会計基準では、「資金収支計算書」（「活動区分資金収支計算書」を含む）「事業活動収支計算書」「貸借対照表」の各計算書類の作成が義務づけられています。

（１）資金収支計算書

資金収支計算書は、当該会計年度（４月１日～翌年３月３１日）に行った教育・研究等の諸活動に対応する全ての収入及び支出の金額と、支払資金（現金及び預貯金）の収入及び支出の顛末を明らかにするものです。予算の額と決算の額を対比することにより、予算に応じた資金の流れと実績を知り、翌年度に繰越すべき支払資金の残高を明らかにしています。

（活動区分資金収支計算書）

活動区分資金収支計算書は、企業会計におけるキャッシュフロー計算書に相当し、資金収支計算書を３つの活動区分ごとに区分して、活動ごとの資金の流れを明らかにすることを目的としています。

（２）事業活動収支計算書

事業活動収支計算書は、企業会計の損益計算書に似た役割を担っていますが、企業会計は、利益の多寡を明らかにする損益計算を目的としているのに対して、学校会計では、当該年度の活動に対応する事業活動収入と事業活動支出の内容、及び基本金組入後の均衡状態を明らかにするための収支計算を目的としています。

（３）貸借対照表

年度末の資産、負債、基本金、収支差額を表示して、学校法人の財政状態の健全性を明らかにするものです。

<学校法人会計 計算書類に係る主な用語等>

◆計算書類

[資金収支計算書]

当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに支払資金のてん末を明らかにするものです。

[活動区分資金収支計算書]

資金収支計算書に記載される資金収入及び資金支出の決算額を、以下の3つの活動に区分し、活動ごとの資金の流れを明らかにするものです。

①教育活動

②施設設備等活動

施設や設備の取得又は売却、その他これらに類する活動

③その他の活動

資金調達及び資金運用に係る活動、その他（①・②以外）の活動

[事業活動収支計算書]

当該会計年度の収支均衡状態を測定し、経営状況を明らかにするものです。したがって、資金の動きはないが実質的には学校法人の損益となるもの（現物寄付、減価償却額等）の情報を含んでいますが、資金の動きはあっても実質的に損益とならないもの（借入金等収入、資本的支出（施設・設備関係）等）の情報は含みません。

[貸借対照表]

決算日（3月31日）における資産、負債、基本金及び収支差額を明らかにし、学校法人の財政状態を表すものです。

◆勘定科目

1. 資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書に共通する主な科目

[学生生徒等納付金]

授業料、実験実習費、入学金などの学生からの納付金で、収入のうち最も大きな割合を占めます。

[手数料]

入学検定料、試験料、証明書発行手数料などの収入です。

[補助金]

国や地方公共団体などから交付される補助金です。

[付随事業・収益事業収入]

外部から研究委託を受けて行う受託事業、公開教育講座の受講料などの収入です。

[受取利息・配当金収入]

預貯金の受取利息、有価証券の配当金などの収入です。

[雑収入]

施設設備利用料、廃品売却などの収入です。

[人件費]

教職員・非常勤講師などの給与・所定福利費、役員報酬などの費用です。

[教育研究経費]

教育・研究活動のための費用、学生の学習・課外活動支援などの費用です。

[管理経費]

総務・人事・経理業務等の費用、学生募集のための広報費などです。

2. 資金収支計算書、活動区分資金収支計算書のみに表示される主な科目

[資産売却収入]

不動産、有価証券などの固定資産の売却による収入です。

[前受金収入]

翌年度の4月に入学する学生等が前年度中に納める入学金、授業料等の収入です。

[資金調整勘定（資金収入調整勘定、資金支出調整勘定）]

資金収入調整勘定とは、当該会計年度の諸活動に対応する収入で、前年度以前に資金の収入となったもの（前期末前受金）、および当年度の諸活動に対応する収入で、翌年度以降に資金を受け入れるもの（期末未収入金）です。

資金支出調整勘定とは、当該会計年度の諸活動に対応する支出で、前年度以前に資金の支出となったもの（前期末前払金）、および当年度の諸活動に対応する支出で、翌年度以後に資金の支出となるべきもの（期末未払金）をいいます。

[施設関係支出]

土地、建物、構築物、建設仮勘定などの支出です。建物には附属する電気、給排水、冷暖房等の設備を含みます。建設仮勘定とは建物及び構築物等が完成するまでの支出をいい、完成後に該当する科目に振替えます。

[設備関係支出]

教育研究用機器備品・管理用機器備品、図書、車両などの支出です。

[資産運用支出]

有価証券の購入、引当特定資産への繰入などの支出です。

3. 事業活動収支計算書にのみ表れる主な科目

[現物寄付金]

機器備品や図書等の現物の寄付です。

[資産売却差額]

不動産や有価証券などの売却額が帳簿価額を上回った場合に、その差額を計上します。

[資産処分差額]

不動産や有価証券などの売却額が帳簿価額を下回った場合に、その差額を計上します。

4. 貸借対照表に表れる主な科目

[基本金]

学校法人は、教育研究活動を円滑に遂行していくために必要となる資産を、継続的に保持していかなければなりません。そのために必要な金額を留保したものが基本金であり、次の4つに分類されます。

- ・第1号基本金：校地、校舎、機器備品、図書等の自己資金で取得した固定資産の額
- ・第2号基本金：第1号基本金の資産を将来取得するために充てる資産の額。
- ・第3号基本金：基金として継続的に保持・運用する資産の額。
- ・第4号基本金：恒常的に保持すべき資金の額。

[借入金]

- ・長期借入金：返済期限が年度末後1年をこえて到来する借入金で、「固定負債」に計上します。
- ・短期借入金：返済期限が年度末後1年以内に到来する借入金で、「流動負債」に計上します。

[繰越収支差額]

本年度以前からの各年度の収支差額の累計額です。